

ルッキズムを捉え直す
—障害の社会モデルの視点から—

佐藤さくら

目次

はじめに

1. ルッキズムとは何か

1. 1 ルッキズムとは何か

1. 1. 1 ルッキズムが問題にしてきたこと

1. 1. 2 ルッキズムの定義、用法

1. 1. 3 フェミニズム、ユニークフェイス

1. 2 ルッキズムという枠組みを用いる意味

2. 「異形」と障害の社会モデル

2. 1 障害の社会モデルとは

2. 2 ユニークフェイス、「見た目問題」

2. 2. 1 ユニークフェイス、「見た目問題」とは何か

2. 2. 2 運動の内容、戦略

2. 2. 3 ユニークフェイス、「見た目問題」と社会モデル

2. 3 アメリカとイギリスの障害者差別禁止法

3. ルッキズムを障害の社会モデルで捉える

3. 1 「異形」差別の延長としてのルッキズム

3. 2 個人／社会の線引きを問い直す

3. 2. 1 個別性の高い困難経験

3. 2. 2 障害発生認識論における「社会性」

3. 3 可変／不可変と帰責／免責の問題

4. 新自由主義とルッキズム

4. 1 新自由主義とは

4. 2 新自由主義とルッキズムの親和性

4. 3 ルッキズムへの対抗戦略に潜む危うさ

4. 3. 1 自分磨き

4. 3. 2 ボディポジティブ

5. ルッキズムを捉え直す

おわりに

参考・引用文献

図表

はじめに

大学生になってフェミニズムに出会い、それまで自分が外見について悩まされてきたことの原因は、男性優位で女性を客体化する社会や、「女らしさ」を求める社会にあったことに気づいた。自分自身に非があるのではなく、社会の構造に問題があることを理解したことによって、以前より生きやすくなったように感じる。一方、それだけでは私が外見について悩んできたことのすべてを説明できないということも同時に感じていた。私の生きづらさの大部分はセクシズムにあるような気がするが、それだけでは説明できない生きづらさが確かにあるように感じていたのである。そのような問題意識から、社会構造の中で外見の問題に「より」悩まされるのは誰かということではなく、外見の問題そのものに焦点を当てたいという思いから「ルッキズム」というテーマを選んだ。またルッキズムを「障害の社会モデル」を用いて捉え直すことにしたのは、顔にあざや火傷の痕がある人たちの困難が、「障害の社会モデル」を基本とする障害学の中で捉えられてきたことを知り、その延長上にルッキズムがあるのではないかと考えたからである。

本稿では、外見に関する問題は個人的な問題であると捉え軽視されている状況を踏まえ、「障害の社会モデル」を用いることで、外見の問題を社会的な問題として捉え直すことを試みる。同時に、外見の問題を個人的な問題に留めようとする新自由主義的状况を踏まえ、そこでは外見がどのような意味を持つかということについても検討する。

第1章では、ルッキズムに関する先行研究を整理し、本稿におけるルッキズムの定義を示す。第2章では、顔のあざや火傷の痕などの「異形」がすでに障害の問題として捉えられていることを確認し、第3章ではその延長としてルッキズムを障害の社会モデルで捉え直し、そこからわかることを述べる。第4章では、新自由主義的状况下での外見の問題について検討し、第5章は本稿のまとめとする。

1. ルッキズムとは何か

本章では、ルッキズムに関する先行研究を踏まえ、ルッキズムと社会の既存の不均衡が深く関係していることを確認する。その上で、本稿でルッキズムをどのような意味で用いるかを示す。

1. 1 ルッキズムとは何か

西倉 (2019b, 2021a) によると、英米の学術研究において、一般的に「ルッキズム (lookism)」は「外見に基づく差別や偏見」と定義されている。また、ルッキズムという概念を用いて何を問題にしているのかという点に着目すると、既存の議論は①「イレレヴァント論」、②「美の不均衡論」、③「美的労働論」の3つに分類できるという (西倉 2021a: 149)。

1. 1. 1 ルッキズムが問題にしてきたこと

一つ目の「イレヴァント論」とは、本来外見が評価されるべきでない場面で評価されていることを問題にする議論である。当該場面に関係がない (irrelevant) にもかかわらず、外見という要素で評価されること、または複数の評価基準のうち外見という要素が過剰に重みづけを与えられて評価されることを問題にしている。一方、「イレヴァント論」には限界があることも指摘されている。たとえば、「外見が地味である」という理由で美容クリニックの商品販売員としての採用を拒否された応募者について考えた場合、「地味な外見」は当該職務の遂行に必要な能力（美容商品に関する知識やマーケティングのスキル）とは関係がないが、美しく華やかな外見の販売員が顧客の購買意欲を掻き立てると考えると、売り上げにとっては関係がある (relevant) と言えるのである（西倉 2021a: 149-150）。

二つ目の「美の不均衡論」は、ルッキズムが他の様々な差別と重なり合っていることに着目する（西倉 2021a: 151）。「美しい」外見や「良い」外見は社会的構築物であり、その基準には人種、障害、年齢、ジェンダー規範などが大きく関与している。また、「美しい」外見や「良い」外見を獲得し、維持していくためにはコストがかかるため、貧困層ほどより困難な状況に置かれることになる。さらに、「美しい」外見を常に、より期待されるのは女性である。このように「美の不均衡論」は、「男性よりも女性が、女性内部でも社会的マイノリティが、ルッキズムが浸透した社会においてより構造的な不均衡を被る」（西倉 2021a: 151）ことを指摘した。本稿は、この「美の不均衡論」に焦点を当てるものではないが、「ルッキズムを論じるにあたり、今の社会で価値づけられている『美』というものがジェンダーや人種や年齢などをめぐる既存の不平等と切り離せない偏りをもっているということは強調する必要がある」（西倉 2021: b）という認識を共有していることを、ここで確認しておく。

三つ目の「美的労働論」は、労働市場において評価される外見が「美的労働」を通じて組織的に構築される中で格差が生じることを問題にしている（西倉 2021a: 149）。「美的労働 (aesthetic labor)」とは、企業イメージやブランドの個性を身体で体現し、顧客にアピールすることを職務の要素とする労働のことで、イギリスの労働問題研究者である C. ワーハーストラによって名付けられた（西倉 2019a: 72）¹。美的労働が隆盛する社会で労働者が雇用を確保・維持するには、外見を雇用者の意向（＝企業イメージやブランドの個性）に沿うものにする必要がある。一方、「美の不均衡論」で確認したように、労働市場で資本となりうる「美」の基準や、それを体現するコスト、誰がより「美的労働」を行うことを求められるかという点で不均衡が存在する。「美的労働」を通じて、外見が労働者の階層化に拍車をかけてしまうのである。そのほか美的労働の問題として、「ジェンダーやエスニシティ、階級や障害などに関する従来のステレオタイプの規範が再生産・強化されること」や「労働者の自己身体からの疎外が生じうること」が指摘されている（西

¹ 西倉は近接概念であるディスプレイ・ワークと美的労働を区別している。「ファッションモデルに代表されるディスプレイ・ワークでは身体の視覚的提示それ自体が職務の本質的要素であるのに対し、美的労働においては身体の提示は重要な要素ではあるものの、職務の本質ではない」（西倉 2019b: 182）からである。

倉 2019a: 77)。また、美的労働は手足や頭を使って行う労働と同じ「労働」の範疇に含められてよいのか、外見の良い労働者を雇いたい雇用者の意向は正当化できるか、外見の良い従業員に対応してもらいたいという消費者の意向は正当化できるかという倫理的な問題も同時に検討する必要がある（西倉 2019b: 179-181）。

1. 1. 2 ルッキズムの定義、用法

ここまで、英米の学術研究においてルッキズムという概念を用いて何が問題であるとされ、どのような議論がなされてきたのかを見てきた。一方で、ルッキズムという言葉の一般的な用法は、ここまで見てきた学術研究における用法とは異なることが指摘されている。

西倉は、日本でルッキズムが社会的な注目を集めるきっかけのひとつとなった、モデルの水原希子による SNS への投稿²や、近年なされているミスコン批判の中で、ルッキズムという言葉は「外見で人を判断すること」、または「外見だけで人を判断すること」という意味で使用されており、一方、英米の学術研究においてこのような意味でルッキズムという言葉が用いられることはほとんどないと言う（西倉 2021a:147-148）。そして、ルッキズムが「外見差別」より「外見至上主義」という意味合いで広まり、ルッキズム批判が単に「外見で（あるいは少なくともそれだけで）人を評価・判断してはいけない」という規範を示すものとして用いられている動向にはかなり懸念があるとも述べている。その理由としては、「美の不均衡論」で指摘されてきたような、社会的に評価される美というのが既存の不平等と密接に結びついている点が見逃ごされてしまいがちだからであり、例えば近年のミス・コンテスト批判については、単に「人を外見で判断するのは良くない」という意味でルッキズム批判を展開することで、セクシズムの観点が見落とされるといった問題があると指摘している（西倉 2021b: 15）。

ごく最近にも、インターネット上にはルッキズムに関する記事が次々と掲載されたが、その多くがルッキズムを「外見至上主義」や「外見で人を判断すること」という意味で用いていた³。一方、ルッキズムは「外見至上主義」のほかに「外見によって人を優遇／差別すること」も意味すると説明されている例もあった⁴。現在ルッキズムという言葉は

² 2020年6月、インスタグラムのストーリー機能を用いて投稿されたもので、現在は閲覧できない。水原は「世界で最も美しい顔100人（The 100 Most Beautiful Faces）」にノミネートされたことを受け、「自分が知らない間にルッキズム／外見主義（容姿によって人を判断する事）の助長に加わってしまっているかもしれないと思うと困る」、「見た目だけで人を判断するのは絶対違うと思うし、そもそも一番美しい人なんて選ぶことは不可能」、「このランキングによって偏った美の概念やステレオタイプな考えを広めて欲しくない」など、企画に異議を唱えたという（西倉 2021: 147）。

³ ①NHK ホームページ, 2022, 『ルッキズム』って? “見た目”で悩む人に、今知ってほしいこと』 https://www3.nhk.or.jp/news/special/adult-age-reduction/featured-articles/detail/detail_14.html (2022年11月13日閲覧)

②石井政之, 2022, 『美人が好き』は差別? ナオコーラさんと語る『ブスとルッキズム』『withnews』 <https://withnews.jp/article/f0220907000qq00000000000000W0h410801qq000025064A> (2022年11月13日閲覧)

④外川浩子, 2021, 『見た目問題』から考える、ルッキズムの行く末』『三田評論 ONLINE』 <https://www.mita-hyoron.keio.ac.jp/featured-topic/2021/08-3.html> (2022年11月13日閲覧)

「外見至上主義」を意味するという認識がある程度定着しているが、論者によって様々な意味で用いられており、また学術研究と一般用法にも乖離があることから、その用法についてはやや混乱した状況であると言える。

本稿ではルッキズムを、「外見の美しさを絶対的な価値として要求するイデオロギー」と定義する。これは、一般に定着しつつある「ルッキズム＝外見至上主義」という理解に近いもので、外見を非常に重視する価値観が支配的であることを問題にしている。また狭義のルッキズムとして、英米の学術研究を踏まえた西倉の定義に従い「外見に基づく差別や偏見」という意味でもこの言葉を用いる。この場合は、「外見に基づく差別としてのルッキズム」と表記する。

先に見たように、西倉はルッキズムを「外見に基づく差別や偏見」という意味で用いる場合と、「外見至上主義」や「外見で人を判断すること」という意味で用いる場合を区別し、後者の場合背景にある既存の不均衡が見えにくくなる危険性があると指摘していた。確かに、後者の意味で一般にこの言葉が広がり、背景の構造が見落とされたまま議論がなされている現状があり、その点は問題である。しかし、ルッキズムを「外見至上主義」というような広い意味で用いるからこそ問題にできることもあるのではないだろうか。まず、4章で詳しく論じるが、新自由主義のもと外見が自身の競争地位を高めるための資本となることで、あらゆる場面で外見が重要になり、常に外見を磨くことが求められる状況への不当感を問題にできる。また、明確に差別的な発言や差別的な扱いを受けたわけではないが、外見の美しさが常に重視される状況で日々感じる生きづらさや、経験する困難を問題にすることもできる。よって本稿では「外見至上主義」に近い意味で、ルッキズムの意味を広くとらえて用いることとする。

1. 1. 3 フェミニズム、ユニークフェイス

ルッキズムという言葉が広がる以前から、ルッキズムに関する問題に取り組んでいた運動に、フェミニズムやユニークフェイス運動がある。

フェミニズムではまず、女性の美の実践を男性の支配による女性の抑圧の一要素とみなす議論がなされた。次に、そこで女性が単なる犠牲者として捉えられていることを批判し、女性自身の美の実践をフーコーの規律実践と捉えることで、諸個人の自己監視と自己統制によって女性も「美のシステム」に加担することが指摘された。さらに「抑圧」、「権力」という観点から展開したこれらの議論に対し、女性の美の実践はそれらに一義的に決定されるものではなく、女性の「選択」や「主体性」を見落としているという反論もなされ、この点については繰り返し議論がなされている（西倉 2005）。

ユニークフェイス運動の「ユニークフェイス」とは、顔や体にアザやキズなどがある人のことと、その人たちでつくるセルフヘルプ・グループのことを指す（松本ほか 2001: 7）。ユニークフェイスを設立した石井が「日本におけるユニークフェイス運動とは、日本社会において隠されてきた当事者の存在を、可視化するための挑戦だった」（石井

②IDEAS FOR GOOD, 「ルッキズムとは・意味」 <https://ideasforgood.jp/glossary/lookism/> (2022年11月13日閲覧)。掲載日は明記されていないが、記事の中で紹介されているインスタグラムの投稿は2022年6月のものであった。

2009: 185) と述べているように、ユニークフェイスは社会にその当事者の存在を可視化した。さらにユニークフェイスは、「あざや傷跡のある顔に『ふつうでない』といった否定的な価値観が押し付けられることの不当性を告発し、それを『固有の顔 (unique face)』へと置換しようとした」という (西倉 2019b: 177)。ユニークフェイスについては、2章で詳しく言及する。

1. 2 ルッキズムという枠組みを用いる意味

「美の不均衡論」で確認してきたように、ルッキズムは他の差別や社会の構造的な不均衡と深くかかわっている。よって、そもそもルッキズムという枠組みが必要なのかという問題提起もなされている。ルッキズムという枠組みを用いて問題にしようとしていることは、ほとんどがレイシズムやセクシズムなどの従来のカテゴリに回収されるのではないか、それを「ルッキズム」という言葉で切り取ることで、かえって他の差別との関連が見えにくくなるのではないかという指摘がされているのである (西倉、堀田 2021b: 8-11)。しかし、ルッキズムをすでにある差別の枠組みの中で考えることは、ルッキズムによってだれがより不利益を被っているかを明らかにするためには重要であるが、外見を重視する価値観や外見に基づく差別、偏見に直接焦点を当てるものではない。西倉と堀田の対談においても、太っていることによる差別や、顔のあざや火傷の跡による差別はすでにある差別の枠組みではとらえきれないことが確認されていた (西倉、堀田 2021: 9-12,18)。このように、ルッキズムという枠組みを用いなければ見落とされてしまう問題があり、そのためにルッキズムという枠組みが必要となるのである。

2. 「異形」と障害の社会モデル

前節では、ルッキズムという枠組みを用いることで、セクシズムやレイシズムなど既存の差別の枠組みでは捉えきれない問題にアプローチできることを確認した。その例として挙げられた、顔のあざや火傷の跡などの「異形」⁵に関する問題は、障害の社会モデルを用いて障害であると捉える試みがなされている。本章ではまず、障害の社会モデルとは何かということを確認する。次に、顔のあざや火傷の痕など「異形」の人たちの運動であるユニークフェイスと、それを引き継ぎ「見た目問題」を提唱したマイフェイス・マイスタイルについても確認する。さらに、アメリカやイギリスの障害者差別禁止法では「異形」による差別もその対象としていることを踏まえ、「異形」に関する問題は障害の社会モデルを用いるとどのような問題として捉えることができるかについて論じる。

⁵ 西倉 (2009) は、疾患や外傷による特徴のある顔を「異形」と、それらをもつ人 (々) を「異形の人 (々)」とよぶが、あくまでも「異形としてみられてしまうもの」という意味で用いるということを強調している (西倉 2009: 38)。本稿でもこの立場を採用する。

2. 1 障害の社会モデルとは

「障害の社会モデル」の提起は、障害学の大きな成果の一つであり、それまでの障害研究と障害学との分岐点であると言われている。「障害」という言葉は、一般的には身体の組織や機能の欠損や損傷のことを指している。しかし、現在の障害学においてスタンダードとなっている「障害の社会モデル」(以下、社会モデル)では、身体の組織や機能の欠損や損傷のことを「インペアメント」と呼び、社会的障壁によってインペアメントを持つ人が被る不利益を「ディスアビリティ=障害」と呼ぶことで、それらを区別する。

「障害=インペアメント」とするような前者の考えでは、障害(ディスアビリティ)を個人的なインペアメントの直接的な結果として生じるものと捉えており、このような定義は障害の問題のみならず、その解決方法をも医療化・個人化することが指摘されている

(オリバー 2006: 24, 27-28)。このような、「医学モデル」または「個人モデル」と呼ばれる従来の障害観に対抗し、「社会モデル」によって障害を再定義したのが後者である。

「これまでの定義では障害は極端に個人に引き寄せられ、生物学的病理論に帰せられるのに対し」、新しい定義では「ディスアビリティの原因をはっきりと社会や社会組織におくことができるのである(オリバー 2006: 34)。

このような、社会モデルによる「障害」の再定義にともない、「障害者」の意味も変化する。「障害者 disabled people とは、社会のディスアビリティによって『無能力化された人々』という意味として用いられる」ようになり、「これを意識するならば、『障害者』とは『社会的障害物によって能力を発揮する機会を奪われた人々』となる」のである(杉野 2007: 5-6)。

社会モデルの提起によって、障害の原因は個人の身体的特徴にあるのではなく、それを考慮していない社会にあるとされた。また、「障害」の再定義にともない、誰が「障害者」であるかという問いも、新たに浮上するのである。

2. 2 ユニークフェイス、「見た目問題」

これまで障害者であるとはみなされてはこなかったが、障害の社会モデルに従えば障害者であると考えることができるのが、顔にあざや火傷の跡などをもつ「異形」の人々である。本章では、「異形」の人たちはどのような問題を経験し、どのようにして障害の文脈で捉えることができるのかを検討するために、日本の当事者による運動であるユニークフェイスと、それを引き継ぎ「見た目問題」を提唱したマイフェイス・マイスタイルについて確認する。

2. 2. 1 ユニークフェイス、「見た目問題」とは何か

1章で確認したように、「ユニークフェイス」とは、顔や体にアザやキズなどがある人のこと、またはその人たちのセルフヘルプ・グループのことを指す(松本ほか 2001: 7)。ユニークフェイスは1999年に設立され、運動を展開していったが、2015年にNPO法人として正式に解散、現在はユニークフェイスの事務局長だった外川浩子が2006年に独立

して立ち上げた「マイフェイス・マイスタイル」(以下、MFMS)が新たに「見た目問題」という言葉を作り出し、運動を引き継いでいる(矢吹 2016: 214)⁶。

ユニークフェイス、MFMSではその対象となる人について、それぞれ次のように説明している。

ユニークフェイスは顔や体にさまざまな症状がある人を対象に活動しています。顔や体の機能に問題があってもなくても、遺伝、病気、外傷などが原因で明らかに目立つ容貌である人とその家族が集まって、それぞれの体験を語り合い、励まし合っています。

(中略) 外見に特徴が出てしまう病気、症状をすべてカバーしています。皮膚などの病気にはたくさんの種類があります。「見た目の違い」のある病気・状態の人をすべて受け入れています。(松本ほか 2001:9)

私たちマイフェイス・マイスタイル (MFMS) では、「見た目」に症状のあるみなさんを「当事者」とお呼びしています。(マイ・フェイス 1 2010: 3)

ユニークフェイスは、体の機能の問題にかかわらず、広く「見た目の違い」のある人を対象にしており、疾患別ではなく大きなくりを設けた点で画期的であったとされている(西倉 2008a: 159)。ユニークフェイスを引き継ぐ MFMS も同様に、その対象を広く設定している。「当事者かどうかは、外見に特徴があらわれる症状で医学的な診断名があるということが唯一の条件であり(ただし、自分を醜いと感じてしまう醜形恐怖や入れ墨などの身体加工を含まない)、潜在的にその射程は限りなく広い」(矢吹 2016: 216)のである。

2. 2. 2 運動の内容、戦略

ユニークフェイスや MFMS は、長らく社会的に不可視化されてきた「異形」の問題を、書籍の出版や情報誌の発行、マスコミの取材対応、シンポジウムの開催、自主製作ドキュメンタリー映画の上映や写真展の開催などによって可視化する試みを行ってきた(矢吹 2016)。

ユニークフェイス当事者や「見た目問題」当事者の直面する困難には、他者からの視線やいじめ、就職での差別などがある。一歩家を出ると、ジロジロ見られたり、眉をひそめて振り返られたり、あからさまな無視をされるほか、「お化け」「気持ち悪い」などの言葉を浴びせられることもある。学校や職場ではいじめにあうことがあり、就職の際には外見

⁶ その後、ユニークフェイスの設立者の一人である石井は、2016年に「ユニークフェイス研究所」を発足した。サービス業の仕事のかたわら、今年9月から、交流会や大学での講演を行っている。
岩井建樹, 2018, 『顔の差別で人は死ぬ』あざ・まひ・傷の痕…ユニークフェイスの闘い『withnews』<https://withnews.jp/article/f0181123000qq0000000000000000W06810101qq000018392A> (2022年11月24日閲覧)
ユニークフェイス研究所ホームページ <https://uniqueface.amebaownd.com/> (2022年11月24日閲覧)

を理由に露骨に不採用とされたり、遠回しに辞退するように求められたりすることもする。これらの問題を回避するために、カムフラージュメイクやウィッグで隠す（＝パッシングする）という選択肢もあるが、パッシングをすることで新たに発生してしまう問題もある⁷。たとえば、症状が露見しないように泊りがけの旅行や汗をかく状況を避けたり、隠しごとをしているという罪悪感を抱いたりする中で、他者との親密な関係を回避せざるを得ないといった困難に直面するのである。また、多くの症状は機能制限がなく命にもかかわらないため福祉の対象にならず、メイク道具やウィッグ、治療にかかる費用など、経済的な負担も大きい。機能制限や命にかかわる症状ではないということは、福祉の対象外とされるだけでなく、外見の問題の軽視にもつながっている。そのほか、コミュニケーションが苦手になる、孤立を深める、アイデンティティに関する問題などもある（松本ほか 2001, 西倉 2005b, 2008b, 石井 2009, MFMS 2010, 矢吹 2016）。

このような問題経験を可視化したうえで、ユニークフェイスは「非当事者に対して加害性を自覚するよう求め」、「社会とは差別をしてくる『敵』」であると捉えたのに対し、MFMSは「苦しんでいない『ふう』」の当事者像も発信し、非当事者からの歩み寄りを促し⁸ た点で、両者の運動戦略には違いがあると矢吹は指摘する（矢吹 2016: 213）。ここでは、非当事者や社会の加害性を告発してきたユニークフェイスに注目したい。

ユニークフェイスの運動の特徴には、「比較の文脈」や、「受容」「克服」といった言説を警戒したことが挙げられる（矢吹 2016: 219-220）。

ユニークフェイスが比較の文脈を警戒するのは、比較によって「異形はたいした問題ではない」と、その問題が過小評価されてきたからである。日本では、医療・看護の関係者をはじめとした専門家の関心が、身体障害者や生死に直結する病気をもった患者に集中し、異形の人たちへの関心はなかった。多くの当事者は、看護師や医師から「五体満足だから」「身体障害者と比べたらたいしたことはない」という言葉を投げつけられ、ショックを受けたと証言している（石井 2001a: 78-80）。

またユニークフェイスは、身体障害者や病気を持った人との比較だけではなく、当事者同士で「不幸比べ」が起こることも危惧した（石井 2009: 190-191）。当事者とその家族で行うピアカウンセリングのルールでは、次のようなことが定められている。

参加者それぞれ顔や体の状態、精神状態が違います。小さなキズで、とても悩んでいる人、大きなキズでも陽気にふるまえる人……それぞれです。この場では、ほとんど全員が初対面です。お互いの気持ちを尊重し合しましょう。（松本ほか 2001: 89）

このようなルールを設け、「あなたの顔のアザは小さいから、たいしたことはない。私の方がつらい」（松本ほか 2001: 89）などといった発言が起こることを防止した。また非当事者に対しても、「心の傷は、顔の傷の大きさには比例しないと思います。外面的には小さな障害でも、本人の痛みは大きいのです」（田村 1999）と発信している。

⁷ 西倉は、他者の否定的反応に対処すべく、パッシングや名誉挽回という対処の過程で新たに生起する問題経験を「後発的問題経験」と名づけた（西倉 2008b: 44-45）。

このように、比較によってその生きづらさを過小評価されてきたという問題意識から、当事者と身体障害者や病気の人の比較のみならず、当事者同士の比較にも注意を払い、徹底的に比較の文脈を警戒したのである。

またユニークフェイスは、「受容」や「克服」の言説も警戒した。松本（2001）は次のように述べている。

当事者による「受容」の言説は、非常に人口に膾炙しやすいということである。それは何よりも、非当事者であり、かつ当事者に対しては抑圧者の立場にいる一般の人々にとっては、非常に甘い、それこそ「受け容れ」られやすい言葉であろう。当事者が「受容」していると語るとき、周りを取り囲む非当事者は、たいへん安心する。当事者の困難に配慮する必要を減じられたように感じてしまう。（松本 2001: 554）

このようにユニークフェイスは、当事者が経験してきた問題が「比較の文脈」の中で過小評価されることや、「受容」「克服」といった言説のなかでマジョリティ（非当事者）に都合のよい形で過小評価されることを防ごうとしたのである。

2. 2. 3 ユニークフェイス、「見た目問題」と社会モデル

ユニークフェイスも MFMS も、「障害の社会モデル」という言葉を明示的には使用していないものの、その実践の中には社会モデルの発想が見受けられる。

ユニークフェイスによるマジョリティの加害性の告発は、ユニークフェイス当事者の困難経験にディスアビリティとしての位置づけを与え、かつその原因をマジョリティの差別行為や無知に帰属させることであり、障害の社会モデルの発想を含み持つ実践であったことは疑いようがない（西倉 2018: 64-65）。比較の文脈を警戒し、インペアメントの程度（機能制限があるかどうかや、傷の大きさ）ではなくディスアビリティ（「心の傷」や「痛み」と表現された困難経験）にこそ焦点を当てようとしたことも、社会モデル的な発想であるといえるだろう。

MFMS の実践にも、社会モデルの発想をみることができる。MFMS は、「見た目問題」とは「見た目に問題がある」ということではなく、「見た目を理由とする差別や偏見などによって生じる問題」であることを強調している⁸。ここに、当事者の症状（＝インペアメント）そのものではなく、社会に問題があるという社会モデルの発想が確認できるのである。

一方、「醜形恐怖」については検討が必要である。石井は醜形恐怖について、「一見したところ顔には目立つ特徴はないけれども、その本人が自分の顔が異常に醜いと思い込む心の病であり」、「症状が悪化すると、外出ができなくなり、長期間の引きこもりが起こる」（石井 2001a: 90）と説明している。このような見方は、問題の原因を個人の心にあるとしている点で、医学モデル・個人モデル的であるといえる。また、ユニークフェイス当事者とはどのような人たちかという説明においても、次のようにその症状（＝インペアメン

⁸ MFMS「見た目問題とは」<http://mfms.jp/mitame-mondai>（2022年11月27日閲覧）。この部分は文字サイズを大きくすることで強調されている。

ト)が「激烈」であることを強調している点で、医学モデルに回収される危うさを含んでいる。

顔面にアザや傷がある、という言葉で、ユニークフェイスな人たち（ユニークフェイス当事者）を表現したが、それだけでは、当事者の状態を伝えることは困難であると考えている。というのは、顔に小さなアザや傷、シミがあるという人はありふれているからである。ここでいう、顔面にアザや傷があるという意味は、もっと激烈な状態である。たとえば、顔面のほとんどがやけどによるケロイドに覆われている。あるいは、顔面の半分に生まれつきの真っ赤な赤アザがある。または、先天性の難病のために顔面の頬が膨張し、それが斑状の色彩をもってしまった人。

ユニークフェイス当事者とは、世間では「お化け」「気持ち悪い顔」と認識されるような容貌をもつ人たちのことである。（石井 2009: 186）

このような説明は、社会に不可視化されてきたユニークフェイス当事者の存在を非当事者に分かりやすく説明するという意味では有効であるかもしれない。しかし、ユニークフェイスが比較的文脈を警戒してきたことに反するように、症状（＝インペアメント）の「激烈さ」を強調する言説は、「インペアメントの程度と生きづらさは比例する」という障害観が医学モデルの産物であることが指摘されている点を踏まえれば（西倉 2011: 48）、医学モデルに回収される危うさがあると言える。

さらに、ユニークフェイス、MFMSのどちらも、その対象を医学的な診断名のある症状に限定している。よって、医学的な診断名を持たない問題が未だ十分に政治化されていないことが明らかになる。ユニークフェイス当事者や「見た目問題」当事者が告発・可視化してきた困難経験、たとえば他者の執拗な視線や差別的な発言、コミュニケーションが苦手になる、アイデンティティの危機といったものは、医学的な診断名のある症状を持つ人だけが経験するものではない。たとえば「太っている」人や「美人、イケメン」ではないとされる人、小さなしみやしわがある人などにも当てはまるものであることは十分に考えられる⁹。

⁹ただし、ユニークフェイスや見た目問題の当事者と非当事者の非対称性も見落としてはならない。西倉は顔にあざのある女性のライフストーリーから、「あざのある女性たちは、〈美／醜〉よりむしろ〈普通／普通でない〉という問題をストーリーの中心に置いて語っており、『美』を追求するゲーム」の「参加資格を得るには、まずは『普通の顔』を手に入れなければならない」と考えていることを明らかにした（西倉 2003: 82-83）。このように、顔にあざを持つ人たちが美醜以前の問題として「普通でない」顔を経験しているということからは、たとえば「ブサイク」な人や、「太っている」人など、医学的な診断名を持たない人とは異なる困難を経験する傾向にあることが考えられる。

しかし、あざを持つ女性たちの語りにおいても、その「ストーリーの中心に置かれているのは〈普通／普通でない〉という問題であるけれども、〈美／醜〉の問題もそれと不可分なものとして語られている」（西倉 2003: 83）ように、医学的な診断名を持つ症状がある人は「普通／普通でない」という問題を経験しており、そうでない人たちは「普通」と

一方で、ユニークフェイスやMFMSが当事者と非当事者の問題の連続性を認識していることも確認できる。MFMSは「見た目問題」の説明の導入部分で、「みなさんは『見た目問題』と聞いて、どんなことを想像しますか。美人、イケメン…？たしかにそれも『見た目』の問題ではあります」¹⁰と述べている。また石井はユニークフェイスの活動を終了した後、『ブスの自信の持ち方』（2019, 誠文堂新光社）の著者であり作家の山崎ナオコーラとの対談の中で、次のように述べている。

私は顔にアザや傷など外見に症状がある人たちを「ユニークフェイス」と命名し、その当事者が直面している差別問題を訴えてきた。その中で、ユニークフェイスの当事者の苦悩と、「ブス」「ブサイク」の悩みは別の問題だ、と説明してきた。

（中略）

ブスやブサイクの人たちが悩むのも、「ブスを差別したり、中傷したりする社会がある」からだろう。その点、山崎さんが言うように、ブスとユニークフェイスの問題は地続きかもしれない。（石井 2022）

このように、ユニークフェイスや「見た目問題」の延長上にある問題として、医学的な診断名を持たない問題も一応認識されてきたといえる。今日では広く「ルッキズム」という言葉を用いて表現されているこの領域に、今後より焦点を当てていく必要がある。

ここまで、ユニークフェイスや「見た目問題」と社会モデルについて検討してきた。どちらも明示的に社会モデルという言葉を用いていないものの、その主張には社会モデル的発想を十分に見て取ることができる。一方、当事者を医学的な病名を持つ人に限定していることから、医学的な診断名を持たない身体の特徴に関する問題については十分に政治化されていないことも明らかになった。

2. 3 アメリカとイギリスの障害者差別禁止法

日本における「異形」の人たちの運動であるユニークフェイスやMFMSの主張には、社会モデル的発想を確かに確認できるが、明示的にその言葉を用いることはなく、障害者としてのアイデンティティを主張することもなかった¹¹。一方、アメリカとイギリスの障害者差別禁止法では、社会モデルの発想のもと「異形」の人たちをその対象としている¹²。

いう基準をクリアしたうえで「美／醜」の問題を経験しているというように明確に分類できるものでもない。たとえば、医学的な診断名がなくとも「著しく太っている」人や顔中にニキビがある人は「普通でない」とされることも考えられるだろう。

¹⁰ MFMS「見た目問題とは」<http://mfms.jp/mitame-mondai>（2022年11月27日閲覧）

¹¹ あざや傷痕など、疾患や外傷が原因で顔に外見上の損傷を持つ人々を支援するイギリスの団体である「チェンジング・フェイス」（Changing Face）は、1995年の「障害者差別禁止法」（Disability Discrimination Act: DDA）の制定にあたり、自分たちをその保護対象にするべきだとロビー活動を展開した。一方、日本では2013年成立、2016年施行の「障害者差別解消法」の法案制作過程において、チェンジング・フェイスのようなロビー活動はまったく展開されなかった。それどころか、日本国内の外観上の損傷をもつ人々

1990年に制定され2008年に改正された「障害を持つアメリカ人法（Americans with Disability Act: ADA）」における「障害＝ディスアビリティ」とは、「その人の一つ以上の主要な生活活動を実質的に制約する身体的・精神的インペアメント」であると定義されている。加えて、「過去にそうしたインペアメントをもっていた経歴があること」および「そうしたインペアメントをもつと見なされていること」も「障害」と認められ（3条2項）、このいわゆる「みなし規定」によって、ここでの「身体的インペアメント」に「容姿の異形（cosmetic disfigurement）」が含まれることとなった（西倉 2011: 33-34）。

イギリスで1995年に制定され2005年に改正された障害者差別禁止法（Disability Discrimination Act: DDA）における「障害＝ディスアビリティ」とは、「通常の日常生活を遂行する能力に実質的、かつ長期の不利な影響を及ぼす身体的・精神的インペアメントをもつ場合」である（1条1項）。付則では、第1条の補足として、「重度の異形（severe disfigurement）を要素とするインペアメントは、通常の日常生活を遂行する能力に実質的、かつ長期の不利な影響を及ぼすものとして取り扱われるべきである」とされている（付則1の3条）。重度の異形がインペアメントとされたことは、医学モデル的性格が強い¹³DDAの例外的な社会モデル的視点であるとして評価されている（西倉 2011: 36-37）。一方、「重度の」という限定については医学モデル的であるとする次のような指摘がある¹⁴。

「重度の」という限定が設けられた背景にあるのは、異形が重度であれば日常生活に[不利な影響]を及ぼしうるが、軽度の場合はそうとは言えないという前提である。これはまさしく、インペアメントとディスアビリティとのあいだに直接的な因果関係を想定するものであり、この意味で医学モデルである。（西倉 2011: 37）

ここまで見てきたように、ADAとDDAにおいては、異形を明確にその保護対象に含めている。日本の障害者差別解消法においては異形の人たちはその対象とされていないが¹⁵、ADAとDDAでは「障害」の柔軟な定義によって異形の人たちがその対象とされたのは、「彼らが現にインペアメントを理由とする差別を被っており、法的救済が必要とされ

には、「障害者」とはみなされたくないという反応が根強かったのである。（西倉 2015: 58）

¹² 用語や適用範囲などに多少の違いはあるが、オーストラリア、韓国などでも異形の人々がその保護対象とされている。（西倉 2011: 33）

¹³ 見なし規定が含まれなかったことから、医学モデル的であると言われている。ただし、過去にインペアメントを持っていた経歴のある人については、一部の規定において適用されている。（西倉 2011: 36）

¹⁴ チェンジング・フェイスは、「重度の（severe）」の語については、DDAの製作過程において削除することを求めている。（西倉 2011: 37-38）

¹⁵ 障害者差別解消法では、身体・知的・精神障害など「心身の機能の障害」があつて「日常生活や社会生活に相当の制限を受けている者」を「障害者」と定義している。この場合、外観上の損傷をもつ人が差別解消法の保護対象になるにはかなりの困難が伴う。（西倉 2015: 58）

たから」である（西倉 2011: 49）。このように、「差別行為によって不利益を被っている人がいるという現実を出発点とし、その救済を図るためにインペアメントの範囲を実践的に拡大していく」ことが可能となったのは、まさに「社会モデルによって、障害者差別という問題の所在はインペアメントそれ自体からインペアメントに対する不適切な反応へと——つまり被害者の『外側』へと——移行した」ことを示していると言える（西倉 2011: 39, 42）。

3. ルッキズムを障害の社会モデルで捉える

2章では、異形の人たちの困難や運動について確認したのち、障害の社会モデルに基づき、異形の人たちが障害者差別禁止法の保護対象となりうることを確認した。本章では、医学的な病名を持つ異形や、「重度の」異形にとどまらず、より広範な外見の問題を障害の社会モデルで捉え、社会の問題として政治化することを試みる。

3. 1 「異形」差別の延長としてのルッキズム

社会モデルによって、異形に基づく差別は障害者差別の一種であると考えられることを確認してきた。であれば、より広範な外見の問題、すなわち「ルッキズム」という言葉で表されているような問題についても、障害の文脈で考えることができるのではないだろうか。

「ルッキズム」と言ったとき、体型の問題が語られることがしばしばあるが、肥満による差別については、すでに ADA を根拠として裁判により差別が認められたケースが複数あることをはじめに確認しておく（古郡 2016）¹⁶。では、体型にとどまらない、より広範な外見の問題についても障害者差別として考えることはできるだろうか。

たとえば、アメリカにおける異形の人たちの雇用差別の裁判例を踏まえると、アルビノで髪の毛の色が金色に近い店員がいたら「お客さんがどう思うか分からない」という理由で、またやけどの痕がある受付係がいたら「訪問する人を不快にさせる」などという理由でその人たちを採用しないことは、ADA のもとでは障害を理由にした差別に当たるといえる（西倉 2011: 27, 35-36）。このような事例は、異形の人たち以外にも起こりうるものではないか。「ブサイク」な店員、シミが目立つ店員、髪の毛がパサパサしてうねりのある店員、腕を脱毛していない店員などを、「お客さんがどう思うか分からない」し、「訪問する人を不快にさせる」かもしれないので採用しないということが起こったとしたら、それは同じく障害者差別として考えることができるのである。

ここで、アルビノややけどの痕を持つなどの異形の人たちと、異形には含まれないが「美しくない」外見を持つ人たちを同一視することは果たして適切なのかという疑問が浮

¹⁶ ただし、ADA 解釈ガイダンスによると、ごくまれな場合を除き、肥満はインペアメントに含まれない（西倉 2016: 159）。

かび上がるかもしれない。医学的な病名の有無、症状の珍しさ、症状がどれくらい目立つか、解消可能性などにおいて、異なる傾向は確かにあり、その特徴に応じて経験する困難も異なることがあるだろう。しかし、社会モデルによって障害者差別の問題はインペアメントそれ自体からインペアメントに対する不適切な反応へと変化したことを思い返せば、インペアメントの「程度」やインペアメントそれ自体の特徴は、障害者差別であるかどうかを判断するにあたって重要な基準ではなくなることがわかる。異形の人たちも、異形には含まれないが「美しくない」外見を持つ人たちも、それぞれが持つインペアメント（たとえばやけどの痕や、「ブサイク」な顔など）に対して不適切な反応を受けているという点で、障害者差別を受けていると考えることができるのである。

このように、異形には含まれないが「美しくない」外見を持つ人への差別も障害者差別であると捉えれば、「ブサイク」な顔や、シミ、シワ、ニキビ、うねりのある髪、脱毛していない腕などは、すべてインペアメントになりうるということになる。これらの身体特徴は、一般的にはインペアメントであるとは捉えられていない。しかし、ディスアビリティのみならずインペアメントもまた社会的なものであることはすでに指摘されてきた。西倉は、社会モデルの提唱者であるオリバーを参照しながら、インペアメントが社会的・歴史的産物であることは社会モデルの創成期からの前提であると述べている（西倉 2022: 44）。また星加（2007）によるインペアメントの発生過程に関する記述からも、インペアメントが社会的なものであることがわかる。個人の身体には一定の機能・形態があり、それを他者と比較することで、互いの差異が認知される。機能・形態に関わる差異や特徴は、個人に内在するのではなく、他者との比較を通じて関係性として成立するのであり、その差異に否定的な価値付与がされることで、インペアメントとなるのである（星加 2007: 216-218）¹⁷。これを踏まえれば、「美しくない」外見も、社会のあり方によってはインペアメントになりうるということができる。

また、インペアメントが社会によってつくられたものであるという議論を踏まえ、「インペアメントが可変的で文脈依存的だとするならば、『障害』はもはや一部の人々の望ましくない属性ではなく、可能性としては誰もがもちうるという意味で人間の普遍的状態である」（西倉 2011: 47）という指摘もなされている。このように、障害をより普遍的な人間の状態であると捉えた場合、「美しくない」とされる外見の特徴全般がインペアメントになりうるという主張は、何ら特異なものではなくなるのである。

繰り返しになるが、社会モデルによって、障害者差別の問題はインペアメントそれ自体ではなくインペアメントに対する不適切な反応へと変化した。それを踏まえれば、異形の人たちもそこに含まれない人たちも、同じようにインペアメントに対する不適切な反応——そのようなインペアメントをもっている受付係は訪問する人を不快にするというように——を受ける可能性があるのだから、異形差別の延長として、異形には含まれないが「美しくない」外見を持つ人への差別についても障害者差別であると考えることができるのである。

¹⁷ユニークフェイス運動を行った石井は、障害者は他者との比較において初めて自分が他の人と違うと感じるという看護師の言葉を引用しながら、「ボディイメージは比較する〈まなざし〉から生まれる」と述べており（石井 2001b: 240-241）、そこにインペアメントの社会モデルに近い発想があったことがわかる。

3. 2 個人／社会の線引きを問い直す

3. 2. 1 個別性の高い困難経験

前節では、「美しくない」外見による差別、たとえば雇用の場面においてその外見を理由に採用をしないことなどは、異形差別の延長として考えることができることを確認した。しかし、「美しくない」外見を持つ人たちが経験する困難は、雇用などの制度的な問題ばかりではない。むしろ、明確に差別であるとは言えないような問題や、自己に対する否定的な感情やそれに起因する問題など、個別性の高い困難経験が大部分を占めているのではないか。このような非制度的な問題についても、個人の問題ではなく社会の問題として捉えることが本節の目的である。

たとえば私は、異形には含まれないが「美しくない」自分の外見（＝太っていることや顔中にニキビがあること）によって、アルバイトの面接で明確に差別をされたことは（私の知るかぎりでは）ない。しかし、自分の身体的な特徴に対して自己否定の感覚や劣等感を抱き、生きづらさを感じてきた。明らかに肌をジロジロと見られたり、「なんであんなに太っちゃったんだろう」とひそひそ話をされたりしたくないと思い、人と関わる状況を避けた経験がある。また、たとえ相手が「普通に」接してくれることが分かっている、「こんな体型で、こんな肌で、人に会うのが恥ずかしい」という気持ちや、「内心どう思われているか分からない」という不安があったことも、人との関わりを避けた大きな要因であるように思う。このような、非制度的であり、個人の心情とも深くかかわって発生する困難経験を、社会的な問題として政治化することは可能だろうか。

フェミニスト障害学からは、たとえば C.トーマスが、社会モデルにおいても個人的なもの／政治的なもの、私的なもの／公的なものという境界が恣意的に引かれ、ディスアビリティやインペアメントのうち個人的・私的とされた領域が軽視されていることを批判してきた（星加 2013: 30, 西倉 2015: 62-63）。またトーマスは、個人がインペアメントに抱く感情は身体的差異に対する社会的意味づけと密接不可分であり、すぐれて社会的なものであるにもかかわらず軽視されてきたとして、そのような次元のディスアビリティを「ディスアビリティの心理的・情緒的次元」と概念化した。西倉は、異形の人たちの困難経験の中でも、個人がインペアメントに抱く感情によって制約が生じているが、それを個人的・私的な事柄ではなくディスアビリティ経験として把握していくためには、トーマスが言うように、『内側』から作用するような社会的障壁に視野を拡大し、心理的・情緒的次元のディスアビリティを（引用者注：社会モデルの）射程に収める必要がある」と述べている（西倉 2015: 63-64）。

また西倉（2016）は、障害の開示に関する議論の中で「行使されるスティグマ」と「感受されるスティグマ」を区別し、社会とは無関係な個人的な問題として理解されやすい後者の問題も社会的なものとして理解するべきであると述べている（西倉 2016: 165-166）。

行使されるスティグマとは、障害者に向けられる否定的な反応やパターンリスティックな反応につながる表象・知識・見方のことで、障害者に対する差別的・侮蔑的な態度や行動として表出することが多い。行使されるスティグマの解消には、差別禁止アプローチや、

障害に対する誤解の解消や偏見の軽減を目的とした教育・啓発が一定程度有効である（西倉 2016: 16, 飯野 2022: 173）。一方、感受されるスティグマとは、障害者自身が自らの障害や身体性に対し身につけてしまった否定的な見方や評価のことを指し、スティグマが行使されるのではないかという恐怖心や障害者であることの羞恥を含むものである。差別禁止アプローチでも解消しにくいのが感受されるスティグマであるが、インペアメントに対して否定的な意味づけがされていない社会であれば、そうした感情や態度は生じないのであって、個人的なものではなく社会的なものとして、つまり心理的・情緒的次元のディスアビリティとして理解されるべきである（西倉 2016: 167-168）。

これを踏まえると、先に述べた私自身の困難経験も極めて社会的な問題として理解することができる。私が、自分の体型や肌質によって自己否定の感覚や劣等感を抱いたのは、社会によってインペアメント（太っていること、ニキビ）に対する否定的な意味づけがなされているからであり、これはトーマスの「心理的・情緒的次元のディスアビリティ」に当たるものである。また、自身のインペアメントが他者の否定的な態度を引き起こすかもしれないという恐怖心や不安、たとえば「ジロジロみられるかもしれない」「劣等性についてひそひそ話されるかもしれない」「どう思われるかわからない」といったものは、感受されるスティグマであり、これも社会によるインペアメントに対する否定的な意味づけによって生じたものである。

個人がインペアメントに対して抱く感情も社会的なものである、ということは、インペアメントが社会的な文脈において発生するものであることを踏まえれば、ある意味当然であるとも言える。前節で確認したように、星加（2007）によると、インペアメントの発生過程において、個人の有する身体上の機能・形態が「差異」として認識される過程も、またそこに否定的な価値付与がなされる過程も、社会的なものであった。差異は他者との比較によってはじめて把握されるのであり、また社会の価値に照らして正常なもの、望ましいものからの逸脱と見なされた差異が否定的に価値づけられるのであって、差異や否定性（劣等性や異常性）は個人に内在するものではない（星加 2007: 214-222）。

西倉（2015）では、ここまで見てきたように、異形の人たちは、他者からの否定的な反応を恐れたり、インペアメントに対する否定的な反応を内面化したりすることによって、人前に行くことや就職することを回避するという制約が生じていることが明らかになった。このような制約を星加（2007）は「自己制限としてのディスアビリティ」と呼び、次のように説明している。

当該の社会活動に「社会的価値」があると認識した上で、そこから得られる利益とアイデンティティ損傷のリスクとの比較考量の結果、社会的活動への参加を「主体的に」断念して不利を感受することによるリスク回避が「合理的に」選択されうるのである。（星加 2007: 234）

これは、私自身の経験にも思い当たるものがある。私は友人に泊りがけの旅行に誘われたとき、旅行に行くことそのものは楽しみであり、価値のあることだと感じていたが、化粧を落とした顔を見られることが予想されるため、行くかどうか非常に迷ってしまった。他には、親戚の集まりがあったが、太っている姿で会うことが恥ずかしく、参加したい気持

ちもあったが欠席したことがある。ここで私がしていたのは、まさに社会活動から得られる利益とアイデンティティ損傷のリスクとの比較考量であり、二つの経験のうち、後者においては結果的に活動への参加を主体的に断念したため、「自己制限としてのディスアビリティ」が生じているとすることができるのである。

ここまで見てきたような個別性が高い問題を考える上で注意しなければならないのは、「個々の障害者に働きかけることで解消しようとする力」、つまり、『個人モデル』の密輸入（飯野 2022: 172）が起こりやすいと指摘されていることである。飯野（2022）は、その典型例に「エンパワメント」を挙げ、「障害者が自らの障害の経験を肯定的に価値づけ、その有用性を認識することを通して感受されるスティグマを解消していくアプローチ」（飯野 2022: 174）であると説明している。こうしたアプローチは「個々の障害者がとる対処戦略・生存戦略としては重要かつ有効な側面を持つ」が、「感受されるスティグマを社会的障壁と捉えた上で、それを生じさせている社会的メカニズムの分析」をすることこそが、社会モデルの観点からすれば重要になるのである（飯野 2022: 174-175）。

3. 2. 2 障害発生認識論における「社会性」

個人／社会の線引きについて考える上で、もう一点確認したいのは障害発生認識論における社会性である。なぜなら、障害発生メカニズムの社会性の軽視という問題が、現在のルッキズムに関する様々な言説を理解するうえで重要になるからである。

星加（2022）は、社会モデルで想定されている「社会」を次の3つの位相に分解した。

- ①障害はどのようにして生じているか？（発生メカニズムの社会性）
 - ②それを解消するために何ができるか？（解消手段の社会性）
 - ③解消の責任を負う主体は誰か？（解消責任の社会帰属）
- （星加 2022: 19）

また星加は、それぞれにおいて「社会的」な理解と「個人的」な理解がありうることを踏まえ、それらの組み合わせによって生じる障害に関する8つの命題を整理した。（表3-1）8つの命題の中には論理的に一貫せず意味をなさないものもあり、Aの命題¹⁸が社会モデルを表現していることや、Hの命題¹⁹が個人モデル／医学モデルであることについては、議論の余地はないだろうとしたうえで、ここで問題にしたいのはE「障害者の困難は個人の問題だが、社会の側で解消できるのだから、社会が対処すべきだ」という考え方や、G「障害者の困難は個人の問題であり、個人の側で解消できるが、社会が対処すべきだ」という考え方であると述べている。近年流布している「社会モデル」理解においては、EやGのように、②の解消手段や③の解消責任の位相の「社会性」のみが注目され、①の認識論の位相がほぼ無視される傾向が顕著になっている。社会モデルがとりわけ政策や運動の文脈で注目され、使用されていることを踏まえれば、物事について「考える」（①

¹⁸ 「障害者の困難は社会の問題であり、社会の側で解消できるのだから、社会が対処すべきだ」

¹⁹ 「障害者の困難は個人の問題であり、個人の側で解消できるのだから、個人が対処すべきだ」

の認識論) ことよりも、実際に世の中を「変える」(②・③の実践論) 行動を優先することは当然のことである。しかし、①こそが社会モデルの要諦であり、それを欠いた社会モデル理解には次のような危険性がある(星加 2022: 18-20)。

まず、①の発生メカニズムの社会性を軽視することで生じる問題第一義的な問題は、「個人(医学)モデル」的な理解を温存させてしまうことである。①の位相で個人モデルを温存させることは、障害者を—その機能障害ゆえに—本質的に劣った存在として認識し続けることを意味するのであり、それは「社会モデル」の名に値しない。さらに、このような認識論における個人モデル的な理解は、実践論にも影を落とす。障害者支援やバリアフリー化の取り組みが「個人的」問題への「社会的」対処である限り、その実践は「善意」や「恩恵」の色彩を帯び続けることになり、③の位相における「責任」は容易に空洞化するのである(星加 2022: 21-22)。

ではこのような、障害発生メカニズムの社会性を軽視した社会モデル理解の問題と、ルッキズムに関する様々な言説にはどのような関係があるだろうか。

まず、3つの位相すべてにおいて個人的な理解をする H「障害者の困難は個人の問題であり、個人の側で解消できるのだから、個人が対処すべきだ」について確認しておく。このような理解は、ルッキズムに関する議論の中では、「外見は個人の問題(または能力)であり、個人の努力によって高めることができるのだから、個人が努力して高めるべきだ」といった言説にあらわれているだろう。これは、ルッキズムを問題視する風潮がある中で、それへの反論としてしばしば見られるものである。このあと4章で詳しく見るように、外見を能力であると捉える考え方は浸透しており、外見については個人(医学)モデル的な理解が根強いことがわかる。

次に、星加が問題にしていた、②・③の実践論における「社会性」のみが注目され、①の認識論における「社会性」が軽視されている E や G の理解について検討する。

①の認識論における社会性の軽視とは、ルッキズムの議論の文脈では、外見の特徴への肯定的／否定的意味付けを行っているのは社会であるという認識が全くないか、軽視されているということである。「美は本能的に感じるものである」「美しい／醜いと感じてしまうのは仕方がない」といった理解がこれにあたるだろう。これらの理解は、「美しい」外見を持つ人を本質的に優れた存在として、また「美しくない」外見を持つ人を本質的に劣った存在ととらえているという点で、個人モデル的である。一方、②・③の実践論における「社会性」のみが注目されることは、ルッキズムに関する議論の中でよく言われる、「人を見ただ目で判断しないようにすべきだ」、「見ただ目で判断しても、口に出したり態度に表したりしないことが大切だ」という主張にみることもできる。

ではこのとき、E や G の理解はどのような理解になるだろうか。たとえば、「(本質的に) 美しくない人がいても、見ただ目で判断しないことはできるから、見ただ目で判断しないようにしてあげよう」「(本質的に) 美しくない人がいたら、本人の努力で美しくなることができるはずだが、態度に表さないようにしてあげよう」といった理解になることが考えられる。このような理解は、ルッキズムに関する問題の解消責任をマジョリティ(社会)の「善意」や「優しさ」に委ね、ルッキズムに関する議論を道徳的主張にとどめる役割を果たしてしまうのである。

もちろん、社会を変えるためには実践が不可欠であり、どのような実践をしていくべきか議論することは非常に重要である。しかし同時に、「美しい」外見や「美しくない」外見は社会に構築されたものであるということを確認し続けなければ、ルッキズムが浸透した社会を真に問い直すことはできないのである。

3. 3 可変／不可変と帰責／免責の問題

ここまで、異形の人たちと、異形には含まれないが「美しくない」外見を持つ人たちの間では、経験する困難やそれを生み出す構造に共通する部分が多いことから、両者の問題の連続性を強調してきた。一方、ここではインペアメントの「治療」可能性に関して、異形の人たちと、異形には含まれないが「美しくない」外見を持つ人たちの間で、異なる経験をしていることに注目したい。

たとえば石井は、ユニークフェイス当事者がもつ症状の治療が困難であることについて次のように述べている。

当事者の多くは、日本という先進国の高度医療機関にかかって治療を受けたものの、完全に普通の顔に修復することができない。目立たない状態にまで治療できている人はたしかにいるが、すべての当事者が病変が消滅するかのように完治することはない。医療技術も、医療経済も不完全であるため、当事者がいなくなることはない。(石井 2009: 186)

当事者の中には、民間療法含めあらゆる治療法を試す、病院に治療に通う、手術を繰り返すなど、治療に励む人が少なくない。しかし、思うような効果が得られないこと、痛みやかゆみなどの身体的苦痛、なかなか治らないことによる精神的苦痛、時間や治療費の負担などの理由によって、ある段階で治療をあきらめた²⁰という経験がしばしば語られる(西倉 2004: 76-77, 石井 2009: 188, 吉村 2019: 12, 岩井 2019: 14-16)。吉村(2019)が「当事者にとって『治療しても治らない』という現実を受け入れ、治療しないという選択に至るのは、決して容易なことでない」(吉村 2019: 24)と言うように、「異形」の人たちは治療の困難性に向き合い、治療が困難であること特有の経験をしていると言えるだろう。

一方、異形には含まれないが「美しくない」外見は、一般的に治療が比較的容易であると考えられており、また当事者もそのように考えていることがしばしばある。治療は上手くいかないこともあるが、実際に治療できてしまうことも多く、治療をしないという発想にすら至らないこともあるだろう。このような状況は、例えばインスタグラムで「#ビフォーアフター」や「#垢抜け」と検索すれば一目でわかる。ダイエットや筋トレ、メイ

²⁰ 治療が困難であることは、たしかに治療をあきらめる理由の一つではあるが、それだけではないことにも留意したい。治療の限界を感じると同時に、セルフヘルプグループや患者会への参加を通して、治療をあきらめた他の当事者に出会ったり、自身のアイデンティティを再構成していったりすることも、治療を「あきらめる」選択に大いに影響している(西倉 2004: 77, 吉村 2019: 12)。

ク・スキンケア・ヘアケア方法の研究、食生活や生活リズムを整えるなどの「努力」によって、「私はこんなに変わりました」「あの芸能人はこんなに変わりました」という「治療」の「成功体験」が積極的に発信され、同時に「あなたも努力次第で変わることができます」というメッセージが発信される。このほか、美容整形も「治療」の手段の一つである。近年は、手軽でリスクが少ないプチ整形²¹や安価な学割プラン²²の登場、インターネット上で体験談を語る動画が簡単に閲覧できるなど、美容整形もより身近な「治療」の選択肢となっている。また近年、「デブは恋愛対象外」「毛深い男は嫌われる」といったようなメッセージで消費者を煽る「コンプレックス広告」が問題となっている²³。コンプレックス広告は、望ましくない外見（＝インペアメント）は「治せるなら治すべき」「治さないことによって不利益を被っても、それは治さない自分のせいだ」といった規範を強化する役割を果たしているだろう。

このように、異形には含まれないが「美しくない」外見は、治療できると考えられているし、実際に治療できてしまうことも多い。よって、治療が容易である場合、つまりインペアメントの解消可能性が高い場合に特有の困難に注目しながら、ルッキズムについて検討することが必要になる。

先に挙げた「治せるなら治すべき」「治さないことによって不利益を被っても、それは治さない自分のせいだ」という考え方は、「個人が変えられることについてはその人に責任がある（変えられないことについては責任がない）」という考え方であると言い換えることができるだろう。このような、「可変／不可変の次元と帰責／免責の次元が無媒介に接続」（西倉 2022: 51）されることの問題性については、すでに指摘されてきた。

まず、インペアメントが解消できる可能性があるときに、それをしないことは「責任」を果たさないことになってしまう。このような考え方は、個人に過度な克服を努力を強いる医学モデルを肯定することになる（西倉 2022: 52）。

次に、個人の可変／不可変の部分の線引きや社会の可変／不可変の部分の線引きは、社会規範や同調圧力のありよう、その場の権力関係や、マジョリティとマイノリティの権力の非対称性に大きく左右される点を見落としているという問題がある（西倉 2022: 52-54）。

アルバイトの制服に関する経験から、このことについて考えてみたい。私が以前働いていたアルバイト先では、出勤時に制服をカウンターで借りるというシステムがあった。制服を貸し出すカウンターは男女で二つのカウンターに分かれており、初出勤の日、私は女

²¹ プチ整形の特徴は基本的に注射手技による施術で、メスを使わず、「手軽・安価・腫れない・痛くない・元に戻せるからお試し可能」といった特徴があるという。広域医療法人清和会、「プチ整形」<https://www.coral-beauty.jp/operations/nomes>（2022年12月15日閲覧）

²² 品川美容外科、「【学生割引】二重(ふたえ)整形の埋没法など35%OFF」https://www.shinagawa.com/pay_student_off/（2022年12月11日閲覧）

東京中央美容外科、「10代・20代や学生のみなさまへ 学割でお得に二重整形」<https://aoki-tsuyoshi.com/discount/double>（2022年12月11日閲覧）

²³ NHK, 2020, 「その広告 行き過ぎていませんか? コンプレックス広告」https://www3.nhk.or.jp/news/special/net-koukoku/article/article_20.html（2022年12月11日閲覧）

性用のカウンターで、上下共に一番大きいサイズの制服を借りた。しかし、ズボンが私の体には小さすぎたため、ボタンを閉めることができなかった。カウンターに戻ってもっと大きいサイズがないかと尋ねたところ、男性用のカウンターに行けば同じデザインの大きいズボンがあると言われ、それから毎回、シャツは女性用カウンターで、ズボンは男性用カウンターで借りることになった。

私がそのときに経験した困難は複数ある。まず、両方のカウンターに行き、女性用のカウンターでズボンは必要ないことを、男性用のカウンターで大きいズボンが必要なことを毎回説明する手間と、「ズボンが入らない」ことを説明して回ることへの羞恥心である。また、同じフロアで働く知り合いには女性用のズボンを着用できないことを知られたくなかったため、カウンターで知り合いに鉢合わせることがないように、毎回そのためだけに少し早く出勤した。

このように困難に日々直面していたが、当時の私が思いつく困難の解消方法は、自分が痩せることだけであった。今思えば他の解決方法はいくつも思いつく。例えば、女性用のもっと大きいサイズのズボンを用意するよう求めること、カウンターに男女の区別をなくすよう求めること、大きいサイズのズボンを借りるのは恥ずかしいといった価値観を問い直すことなどである。これら、「社会の変えられる部分」に気づかなかつたり、どうせ無理だろうという意味で不可変だと捉えたりして、自分という個人の変えられる部分を変えることで解決しようと思ったのはなぜだろうか。そのときの私は、社会の痩せているべきだという価値観や、周囲に痩せている人ばかりいる中で感じる同調圧力、アルバイト一人のために全体のルールの変更を求めることはできないだろうという権力関係などを踏まえて、社会の変えられる部分を著しく過小評価したと考えられる。もし痩せているべきだという規範がなく、アルバイトも意見をしやすい職場環境があれば、大きいサイズのズボンを用意することやカウンターに男女の区別をなくすことを真っ先に求め、個人の変えられる部分（＝私が痩せること）を過小評価したかもしれない。このように、社会の可変／不可変や個人の可変／不可変の線引きも、社会の価値観や不均衡を反映したものである。

「可変＝帰責」の構図は、そもそも何が可変であるかということが、マジョリティに有利になるように設定されているという点で、問題なのである。

以上の点から、外見の特徴がたとえ可変（＝治療可能）であっても、可変であると考えられていても、変える必要はなく、また変えなかったからといって何の責任も負う必要がないということを確認したい。1章で確認した先行研究においては、美を維持・体現すること、つまり望ましくない外見から望ましい外見に変え、維持する際のコストに注目し、階級や人種、ジェンダーなどによって不平等が生じていることを問題にしていた。ここではそれだけではなく、たとえ安価に、容易に、本人のやる気次第で望ましい外見が獲得できる場合であっても、それをする必要はないし、何の責任を負う必要もないということを確認したいのである。その上で、実際には望ましい外見を体現する上で多大なコストが生じており、さらなる不均衡や不平等が生じているということは、この問題が何重にも深刻であることを表していると捉えることができるだろう。

また、新自由主義の浸透という今日の社会過程を視野に入れると、より可変／不可変の線引きや、そこに帰責／免責という次元が接続されることについて注意する必要があるという。これについて、西倉は次のように述べている。

(引用者注：新自由主義のもとでは、)「社会の変えられる部分」を見いだすこと自体に抑制がかかり、社会の変化ではなく自己の変化によって状況に適応することが強力に要請される。「個人の変えられる部分」が極大化されたうえで、その責任は全面的に個人に帰責されていくのである。(西倉 2022: 56-57)

異形には含まれないが「美しくない」外見の特徴の一つに、治療可能性が高いこと、または治療可能性が高いと考えられていることがあるとすれば、「美しくない」外見に関する問題を検討するうえでは、新自由主義の浸透という社会状況を踏まえることが重要になることがわかる。

本章では、ルッキズムについて考える際に障害の社会モデルを用いることで、ルッキズムによって生じる一見個人的な問題も、社会的な問題として捉えることができることを確認してきた。

まず1節では、外見に基づく差別としてのルッキズムは、「異形」差別の延長として、障害者差別の枠組みで考えることができることを確認した。2節では、ルッキズムによって生じる問題には、内面化された規範が大きく影響するような個別性の高い困難経験があるが、そのような問題も社会の問題として捉えることができること、3節では、異形には含まれないが「美しくない」外見に特有の問題として、治療可能性が高いがゆえに「個人が変えられるものは個人が責任を負うべきだ」という規範が働きやすいことを確認した。

次に必要になるのは、このように、外見の問題は極めて社会的な問題であるにもかかわらず、それを強力に個人の問題に還元しようとする新自由主義的状况を踏まえた考察である。

4 新自由主義とルッキズム

4. 1 新自由主義とは

ハーヴェイ (2007) によると、新自由主義とは「強力な私的所有権、自由市場、自由貿易を特徴とする制度的枠組みの規範内で個々人の企業活動の自由とその能力とが無制限に発揮されることによって人類の富と福利が最も増大する、と主張する政治経済的実践の理論」である (ハーヴェイ 2007: 10)。戦後の資本主義諸国では福祉国家体制が主流であったが、1980年代以降福祉国家が減縮し、新自由主義の時代に突入した。菊池 (2019) は、新自由主義的な経済や社会のあり方の特徴を次の4点にまとめている。

- ① 民営化・資本主義の論理の拡大: 金融緩和政策、競争・格差の増大、労働のフレキシビリティ
- ② 公共性の変質: 福祉の契約主義、ワークフェア政策

- ③ 社会的連帯の喪失
- ④ 新保守主義の登場: 反動ではなく補完 (菊地 2019: 3)

ネオリベリズムが分析される際、金融や開発、あるいは社会政策や福祉等制度面など、①や②の部分が問題とされることが多いが、意識や文化等の非制度的な領域について検討することも必要であり(菊地 2019: 69)、ルッキズムを考える上ではこの点が非常に重要になる。制度的な変化に伴い、非制度的な領域では社会的な「連帯」の理念が希薄化され、連帯よりも「自己決定」や「自己責任」が理念として優位に上がっていく(菊地 2019: 4)。

またブラウン(2017)によると、新自由主義のもとでは「あらゆる領域が市場となり、わたしたちはあらゆる場所で市場の行為者とみなされる」。さらに、その市場の本質が交換から競争へと移行することで、「すべての市場の行為者が(所有者、労働者、消費者ではなく)小規模の資本」となること、つまり人的資本となることが指摘された(ブラウン 2017: 33)。

人的資本としての人間は、自身の活動を企業化する。自身の信用格付けにつねに注意を向けることをつうじて、自身の価値を高めるか、投資を誘致するために自己投資を行うのである。またこうしたことを、自己の存在のあらゆる領域において行う。人的資本にとって、教育、訓練、余暇、再生産、消費などの活動は、自己の未来の価値を高めることにかかわる戦略的な決断と実践として構成されるのである(ブラウン 2017: 28-31)。

4. 2 新自由主義とルッキズムの親和性

ここまで、菊池(2019)とブラウン(2017)を手掛かりに、新自由主義の特徴について確認してきた。新自由主義の浸透によって、「自己決定」や「自己責任」が理念として優位に上がる。また、人間は人的資本として、つねに自らの価値を高めることで、自らの競争地位を高めなければならない。これらを手掛かりに、本節では新自由主義とルッキズムの親和性について検討する。

人的資本としての人間は、自己存在のあらゆる領域に投資を行うが、その「あらゆる領域」には当然「外見」も含まれるだろう。なぜならブラウンは、自己投資や投資の誘致の実践例として、ソーシャル・メディアの運用や、「あらゆる新規のエクササイズやダイエット計画」を挙げている(ブラウン 2017: 30, 33)が、ソーシャルメディアでは外見を提示することが多く、またエクササイズやダイエットは外見の向上を目的に行われることも多いからである。すなわち、新自由主義のもとでは外見は資本となり、投資の対象となるのである。

外見や美しさを資本として捉える研究はこれまでもなされてきた。たとえばキャサリン・ハキムは、美しさや性的魅力、着こなしや社交スキルなどを「エロティック・キャピタル」と呼び(ハキム 2012: 17)、エコノミック、ヒューマン、ソーシャル・キャピタルに続く第4の資本であるとしている(ハキム 2012: 263)。また、小林盾はハキムを参照しながら、人的資本の一つの形態として「美容資本」という概念を打ち出した(小林 2020)。ハキムや小林のように、外見をコントロール可能で努力によって高めることがで

きるものと捉え、それを「個人の投資戦略」として注目する主張には批判がある²⁴。ただし、その是非はともあれ、外見が人的資本のひとつの形態となり、また外見が努力によって高めることができると考えられている現状があることを、これらの研究は示している。

西倉は1章で確認した「美的労働論」に注目し、雇用者が顧客の感覚に訴えることを意図して、外見の良い労働者を雇用し、外見を統制・管理する「美的労働」において、外見は可変で、開発・訓練可能な「能力」と認識されていると述べた（西倉 2019b: 178）。ここでは、対人サービスにおいて、顧客が好むような外見や、顧客に良いブランドイメージを与えるような外見が「能力」として求められることが指摘されている。一方で、外見が「能力」となるのは、サービス業における雇用の場面に留まるものではない。新自由主義のもとで美しい外見であることは、その人の人的資本としての価値を高め、サービス業にとどまらないあらゆる職種での就職や、あらゆる人間関係においてプラスに作用し、競争に優位でいられるというような「能力」となることを意味する。たとえば対人サービスを行わない職種であっても、美しい外見が雇用者自身に好まれたり、良い人である印象や仕事ができる人である印象を与えたりすることで、雇用において有利に働くかもしれないのである。

このように、新自由主義のもとでは、魅力的な外見は人的資本としての自己の価値を高め、投資を誘致するために有用なものとなる。外見が自身の競争力を高めるような状況は、外見を非常に重視する価値観＝ルッキズムを肯定し、加速させることになるだろう。また前節で確認したように、新自由主義のもとで「自己決定」や「自己責任」が理念として優位に上がる中で、外見への投資は「自己決定」、外見に投資をしないことによって被る不利益は「自己責任」とされ、極端に個人的な問題であると捉えられてしまうのである。

4. 3 ルッキズムへの対抗戦略に潜む危うさ

ルッキズムと新自由主義が浸透した社会では、「美しい」外見であることやそのために投資をすることを常に要請される。今の自分の外見上の特徴を否定し、もっとこうすべきだというメッセージを、周囲の人やメディア、美容広告などを通して日々受け取る中で、「美しくない」外見を持っているということは、多くの人にとって非常に居心地が悪く、生きづらい状況であろう。

「美しくない」外見を持っていることによって感じる生きづらさを解消するためには、二つの方向性が考えられる。まずは、「美しくない」外見＝否定的な意味付与をされた外見を解消（≒治療）し、期待されている外見を体現するように試みる「自分磨き」である。もう一方は、否定的な意味付与をされた外見を解消（≒治療）せず、新しい意味付与を試

²⁴ 1章で紹介した「美の不均衡論」は、既存の差別や不均衡との関係性が見落とされているとして、ハキムや小林が主張したような外見の経済主義的見方を批判していた。また本稿3章では、「美しくない外見」というインペアメントの社会構築性（≒「美しさ」の社会構築性）や、治療が可能であるか否かに関わらず、治療（≒コントロール）する必要がないことを確認してきたが、ハキムや小林の主張にはこれらの視点も欠けている。

みたり、否定的な意味を付与する価値観を問い直したり、無視したりすることである。たとえば「ボディポジティブ」がこれにあたる。

これらの実践は、方向性が違うにもかかわらず、共通点がある。まずどちらの実践も、ルッキズムが浸透した社会を生き抜くための生存戦略として重要な役割を果たしている。さらに、生存戦略としての有用性以上に、肯定的なものとして受け入れられやすい。一方で、特に新自由主義のもとでは、ルッキズムを個人の問題として捉える価値観を再生産したり、ルッキズムを加速させたりする役割を果たしてしまうという側面もある。本節では、軽視されがちである自分磨きやボディポジティブという実践の危うさについて論じる。

4. 3. 1 自分磨き

自身の外見をより美しい外見につくり変えていく「自分磨き」にはどのようなものがあるだろうか。たとえば、脱毛サロンに通って体の毛をなくすこと、ダイエットをして細身の体型になること、よいシャンプーを使って髪の毛を艶がありサラサラな状態にすること、スキンケアをして肌を「トラブル」のない状態にすること、美容整形をして目を二重にしたり、鼻を高くしたりすることなどがある²⁵。

これら自分磨きの実践は、4章で確認してきたように、外見の魅力を高めることが自身の競争地位を高める個人的な投資戦略となるような新自由主義的状况と非常に親和性が高く、奨励されやすい。美容資本の有用性を主張したハキム（2012）の翻訳書のサブタイトルが「すべてが手に入る自分磨き」であることは、これを端的に示しているだろう。このような状況については、ポストフェミニズム²⁶に関する議論の中ですでに詳しく分析されている。

ロザリンド・ギル（2007）²⁷によると、ポストフェミニズムという状況においては、ネオリベリズムの倫理に沿った新たな女性性——活発で積極的に性的欲望を抱き、市場における選択を自分の意思で行い、同時に自己の人格と身体に対する監視と規律を欠かさなような——が求められる（河野 2020: 154）。ギルはこのような女性性を「身体資本としての女性性」と呼び、自己の人格と身体に対する監視と規律を欠かさないことについては「客体化より高度な、より深い搾取の形式」とであると述べた（竹田 2021: 6）。

また菊地（2019）は、日本におけるポストフェミニズムの存在を表現するものとして、「女子力」という言葉に注目している。「女子力」という言葉は、単に古典的な「女らしさ」を意味するのではない。そのような女性性を、改めて女性自身が身体化しようと努力するという規律訓練的側面に焦点を当てるばかりか、努力の結果に関わらず、努力するこ

²⁵ 「自分磨き」で外見を磨くとき、必ずしも規範的な美しさを目指すとは限らないが、ほとんどの場合、ここであげたように規範的な美しさを目指すという意味で「自分磨き」という言葉が用いられているだろう。

²⁶ ポストフェミニズムとは、「フェミニズムを終わったものとして認識させ、フェミニズム的な価値観を周縁化し、それによってジェンダーとセクシュアリティの秩序を再編する社会状況」である。また、その背景には新自由主義がある（菊地 2019: 98）。

²⁷ Gill, Rosalind, 2007, Postfeminist Media Culture: Elements of a Sensibility, *European Journal of Cultural Studies* 10(2), 147-166

と自体を評価するような言葉としても用いられている。男性に対しても「女子力」という言葉が使用されることは、「女子力」が人工的に努力して後天的に身につけられるものとして、競争のための一つの武器のように感愛されていることを示している。このような意味で、「女子力」は「あらゆる社会構成員に、トップを目指して競争に邁進することを要請するネオリベラリズムの思想を体現した語彙」であると言える（菊地 2019: 86-87, 122-123）。

ギルや菊地の分析から、新自由主義を背景に誕生したポストフェミニズム的な状況とは、まさに自分磨きを奨励してしまう状況であると言える。自分磨きにお金をかけることは、市場における主体的な「選択」として、また競争地位を高めるための投資として歓迎される。同時にそのような実践は、自身の外見を常に監視し磨き続ける「努力」としても称賛されるのである。このような、外見に関する個人主義的で経済主義的な見方にそって、無批判に自分磨きがなされることは、本稿を通して確認してきた外見の問題の社会性を隠蔽する危険性がある。

もちろん、主体的な「選択」をすることや、自分が表現したい外見を表現すること、そのために「努力」をすること自体は悪いことではないし、制限されてはならないことでもある。また、「無批判に」自分磨きがなされることが問題であると述べたが、もちろん、そうでないこともある。「痩せていることに絶対的な価値をおく社会がおかしいとは思いますが、それでももっと痩なければならないと思ってしまう自分がある」「自分がしたいからメイクをしたつもりだが、メイクをするべきという規範を内面化しているだけかもしれない」というように、自分の中の矛盾に気づいたり、葛藤を抱いたりしながら自分磨きをしている人も（私がそうであるように）当然存在するはずだ。

ここで問題にしたいのは、自分磨きが主体的な「選択」であるという側面をことさら強調し、自分磨きが既存の不均衡と密接に関わり、再生産していることや、「美しくない」外見とそれに伴う困難が社会に構築されたものであること、自分磨きをする際に抱く矛盾や葛藤といったものを、無いものであるかのようにしてしまう言説である。

たとえば近年の美容広告においては、コンプレックスを煽るのではなく、「ワタシ」、「私」、「わたし」という言葉や、「私らしさ」や「自分らしさ」という言葉を頻用することで女性の自意識や意思を強調する表現が目立つようになった（小林 2021: 94）。ごく最近にも、ルシアクリニックが「わたしの医療脱毛」という CM を打ち出し、CM 特設ページでは「私をつよく。」「誰かのための脱毛じゃなくて、自分のための脱毛を」というメッセージ掲載されている²⁸。また、2021年には「じぶんクリニック」という医療脱毛クリニックが登場し、ホームページには「あなたの個性を大事にする”じぶん”のための脱毛クリニック」「じぶん磨きも叶う場所」という記載がある²⁹。これらの例も、小林が指摘したように、脱毛が女性自身の意思によるものであること、主体的な選択であることを強調するものであろう。

²⁸ ルシアクリニック, 「八木莉可子さん出演『私の医療脱毛』CM 特設ページ【ルシアクリニック】」 <https://lucia-c.com/lucia-shica/> (2022年12月19日閲覧)

²⁹ 医療脱毛じぶんクリニックホームページ, <https://jibun-clinic.com/> (2023年2月7日閲覧)

自分磨きと、社会構造や既存の不均衡を切り離すような言説も散見される。メイクアップアーティストで僧侶の西村宏堂による連載コラムでは、読者からの「見た目にこだわって外見を磨くことと『反ルッキズム』は両立できるでしょうか」という質問に対し、「外見を磨くことと反ルッキズムは両立できる」という見出しのもと「自分自身や何かのために外見を磨くことは、決してルッキズムに加担することではありません」と述べている³⁰。確かに、反ルッキズムという立場をとりながら外見を磨くことは起こりうるが、「外見を磨くことは、決してルッキズムに加担することではない」と言い切ることは果たしてできるのだろうか。これは、イギリスの女優のナオミ・ハリスが「フェミニストでありながら、ボンド・ガールになることは完全に可能よ」と宣言したこととも重なるだろう³¹。これらは「決して」「完全に」といった強調によって、主体的な自分磨きは、社会構造や既存の不均衡と切り離すことができるかのように主張するものである。

さらに現在、TikTokでHoneyWorksの「可愛くてごめん (feat. かび)」という楽曲が流行していることは、「自分磨きをすることや努力をすることの何が悪い」というようなメッセージが、広く支持されていることを示している³²。サビ部分の歌詞、「Chu!可愛くてごめん 努力しちゃってごめん」「女子力高くてごめん」「自分磨きしてごめん」に合わせてメイクアップの様子や美容に関する情報、ビフォーアフターなどが積極的に投稿されていることは、それを端的に表しているだろう。また、「大好きなお洋服 大好きなお化粧で お決まりのハーフツイン巻いて お出かけしよ」という部分は、自己身体の「監視の努力は、女性自身が『楽しく、わがままに、夢中になるもの』でなければならないとされる」(菊地 2019: 76) ことを示している。

このように自分磨きは、個人の主体的な「選択」であるという点を強調することで、その背景にある構造の問題から切り離すことができるかのように捉えられてしまっている。主体的な「選択」ができることは重要であるが、それをことさら強調することが、新自由主義的状况の中ではどのような意味を持つかということには十分注意しなくてはならない。自分磨きの主体性を強調することで、ただでさえ個人的な問題として捉えられている外見の問題の、より一層個人主義的かつ経済主義的な見方を強め、社会の側にある問題が問い直されなくなってしまうからである。

また、ポストフェミニズム論からは、身体に対する監視と規律を欠かさないこと、つまり「日常的に自発的に管理されようとする心身のあり方、内面性」(菊地 2019: 123) が「努力」として、それ自体に非常価値が置かれていることが指摘された。本稿ではここまで、美しい外見の「美しさ」そのものが資本となることを前提に論を進めてきた。しかし、

³⁰ telling, , 「【西村宏堂の“Out of the Box!” #11】ルッキズムには反対。でも美しい人に惹かれるし、見た目は大事——これって矛盾？」 <https://telling.asahi.com/article/14337784> (2022年12月19日閲覧)

³¹ ギル・ロザリンド, 河野真太郎訳・解説, 2020, 「ポストフェミニズム? —ポストフェミニズム時代におけるフェミニズムの新たな可能性」『早稲田文学』2020年春号, 168

³² LINE MUSICにおいてTikTok公式アカウントが毎週作成するプレイリスト「TikTok人気曲20」では、2022年10月7日発表のものから2023年2月10日発表のものまで、19週連続でこの曲が選ばれている。この曲を用いて約360万本もの動画が投稿され(2023年2月10日現在)、内容はメイクや美容に関するものが多い。

美しさそのものだけでなく、その美しさを獲得し、維持するために必要だと想定される努力も資本となることが、上の指摘からわかる。「日常的に自分を管理できる人」「コツコツ努力をできる人」という部分こそが評価され、例えば就職の場面において採用に有利になることは容易に想像できるだろう。

4. 3. 2 ボディポジティブ

もう一方の対抗戦略は、ボディポジティブである。ボディポジティブは、2010年代初頭から「ジェンダー、障がい、体型に関わらず、あらゆる身体を平等に扱うこと」を目指す運動として、世界規模で展開された。ファッション業界で、それまで主流とされてきたスレンダーなモデルの体型と比較して、ふくよかな体型の「プラスサイズモデル」の女性たちが先導役となり、ソーシャルメディアを通して活発に発言や画像・動画投稿を行ったり、雑誌の表紙を飾って話題を集めたりした。また、美容関連のさまざまな広告を批判する動きもボディポジティブ運動から生まれている（小林 2021: 92-93）。

ボディポジティブの代表的な主張は、痩せていることを美しいとする価値観から自由になり、「ありのままの自分を愛そう」「これまでコンプレックスとされていたふくよかな体型も、多様な美しさの一つである」「すべての人はありのまま美しい」といったものである。

ボディポジティブは、痩せていることを美しいとする社会の価値観を明確に批判している点で、社会変革を促す運動として評価できる。また、これまで自分のふくよかな体型は醜いというメッセージを受け取ってきた人たちにとって、ボディポジティブの考え方は自身を非常にエンパワメントするものであるだろう。とくに、「エンパワメント」に価値を置くポストフェミニズム（マクロービー 2020: 142）という状況においては、ボディポジティブはより評価され、支持されるものである。

一方で、ボディポジティブの戦略には限界も指摘されてきた。まず指摘されたのは、「ルッキズムという社会問題を『コンプレックス』という個人の心理状態、気持ちの持ち方の範疇に押し込めてしまう側面」（小林 2021: 105）である。「ありのままの自分を愛そう」というメッセージは、結局個人の気持ちの持ち方を変えるように促すもの、エンパワメントするものであるという点で個人モデル的な発想であるとも言える。「ありのままの自分を愛せなくする社会」が十分に問われないまま、個人が変わることを求めている点で、個人に過剰な努力を強いることになってしまうのである。また、ボディポジティブによって「ありのままの自分を愛せるようになった」「コンプレックスだった自分の体型も美しいと思えるようになった」と言い切ってしまうことは、ユニークフェイスが警戒していた、まさに受容や克服の言説であり、ボディポジティブが社会を問い直す力を弱めてしまう危険性がある。

次に、ボディポジティブは「美という基準」そのものを問い直してはおらず、ルッキズムと消費社会の共犯関係には介入できていないという限界が指摘された。小林は、ボディポジティブ運動を受け美容産業がどれだけ広告の中で多様性を謳ったとしても、「ジェンダーや体型、容姿に対する審美観、価値観の中に『肯定すべき』オプションが徐々に増やされ、改訂が加えられているに過ぎ」ないと指摘した（小林 2021: 104）。また藤嶋も、ボディポジティブの盛り上がり「プラスサイズという新しいマーケットを生み出すため

の演出にしか見えなくなる」ことや、「美という基準」を放棄できていないこと、「優劣構造」から逃れられていないことを指摘している（藤嶋 2020: 305, 308）。どんなありのままの姿も「美しい」とするボディポジティブの主張は、これまで否定的な意味を付与されていた外見の特徴に、有用性や経済的な価値を見いだしていくこととして読み替えることができってしまうのである。自らの有用性を認識することを通して行われる「エンパワメント」が個人モデル的であることや（飯野 2022: 174）、新自由主義下では外見が資本となることを確認してきたことを思い出せば、ボディポジティブは外見の問題の個人モデル的な見方を強めてしまう危険性があるといえる。

最後に、ボディポジティブから派生した「ボディ・ニュートラル」という考え方について簡単に言及しておく。ボディ・ニュートラルとは、「自分の体に対する感情をネガティブなものも含めて受け入れること」や「体の機能に目を向けて健康的な生活を送れていることに感謝すること」、「外見のためでなく健康的な暮らしを続けるためにワークアウトやケアを取り入れること」を重視する考え方で、ボディポジティブの「ありのままの姿を好きでいなくてはならない」という強迫観念を乗り越えるものとして注目されている³³。一方、個人の気持ちのありように変化を求めている点で、そのアプローチ方法はボディポジティブと大きな違いがないようにも見える。とりわけ注意したいのは、ボディ・ニュートラルの主張の中でしばしば「健康」や身体の「機能性」が重視されることである。新自由主義のもと、「健康」は自己管理するものとして自己責任化、ビジネス化されていること、また美的価値とも密接に関わっていることを二宮（2017）は指摘した。さらに、「健康」や身体の機能性を重視することは、エイブリズムとも無関係ではないだろう。ボディ・ニュートラルだけではなく、ボディポジティブの文脈でも「健康でさえいればどんな体型でも素晴らしい」と条件が付いたり、自分磨きの文脈では「私は外見のためではなく自分の健康のために自分磨きをしている」と言われたりすることがある。「外見」という基準から距離を置こうとする中で、今度は「健康」に過剰な価値を見いだしていること、同じような実践でも「外見のため」でなく「健康のため」と言えば、無害どころか有益なものとして捉えられてしまう状況について、慎重に検討していく必要がある。

5. ルッキズムを捉え直す

本稿では、個人的な問題であると捉え軽視されてきた外見に関する問題、すなわちルッキズムに関する問題を障害の社会モデルで捉え、極めて社会的な問題であることを確認してきた。3章では、まず社会モデルによって「美しくない」外見もインペアメントであると捉えることができることを示し、インペアメントが社会的構築物であることを確認した。次に、ルッキズムによって生じる困難経験の特徴として、明確に差別を受けたとは言えな

³³ FRONTROW, 「『ボディ・ニュートラル』って知っている？ ポジティブを強要しない新たな考え方とは」 https://front-row.jp/_ct/17483123 (2022年12月15日閲覧)

(2023年2月10日現在、インスタグラムでは「#bodyneutrality」で検索すると32.4万件の投稿がヒットする)

いような経験や、個人に内面化された規範が関わってくるような個別性の高い経験が大きな部分を占めているが、これらの一見個人的な問題もディスアビリティとして位置づけることが可能であり、その原因はインペアメントに否定的な意味を付与する社会にあることを示した。さらに、障害発生のメカニズムにおける社会性が軽視されることで、ルッキズムに対抗しようとする実践が「善意」や「優しさ」を帯びたものになり、社会の問題を問い直すことができなくなってしまうことを確認した。また、異形には含まれない「美しくない」外見のような、治療可能であるとされるインペアメントには、治療するべきであり個人にその責任があるという規範が働くが、これは医学モデルを肯定することになることにも言及した。

第4章では、第3章で確認したように外見の問題は非常に社会的な問題であるにもかかわらず、新自由主義的状况の下、外見を個人主義的・経済主義的に捉える力が強力に働いていることを確認した。外見が人的資本の一形態となり、個人の競争地位を高めるものとなる状況は、ルッキズムを肯定し、加速させる。また、ルッキズムへの対抗戦略も、新自由主義と共犯することで、外見の個人主義的・経済主義的見方をより強化してしまうことを示した。

このように、極めて社会的な問題であるにもかかわらず個人的な問題として捉えられているルッキズムを、新自由主義の浸透という社会状況がさらに強力に個人的な問題に回収しようとしていく現状を踏まえ、ルッキズムに対抗する方法を模索していく必要があるだろう。

おわりに

本稿では、ルッキズムを障害の社会モデルを用いて社会的な問題として捉え直すほか、新自由主義的状况の下、ルッキズムを個人的な問題に回収しようとする力が強力に働いていることについても考察した。一方、本稿の目的はルッキズムを捉え直すことであつたため、ルッキズムにどのように対抗していくかを検討するには至っていない。

本稿4章をふまえば、まず新自由主義的状况があることを認識し、自分の身振りがそのような状況下ではどのような意味を持ち、どのように利用されていくかを想像することが必要であろう。自分磨きやボディポジティブの実践においてなされた、「これは私の主体的な選択だ」「どんな身体も美しい」といった主張は、主張それ自体というよりは、新自由主義の下でその主張がなされることによって問題となる。新自由主義の理念に沿って、外見の個人主義的な見方を肯定する言説として、またあらゆる領域に経済的な価値を見いだしていくプロジェクトの一環として、それらの主張は位置づけられてしまうからである。ユニークフェイスが受容や克服の言説を警戒したように、また、ユニークフェイスは「たんに固有の顔」であると述べ（松本他 2001: 9）、それをことさら肯定的に評価するのではなく、ひとつの差異として扱われることを彼／彼女らは要求したように（西倉 2018: 59）、新しい価値や有用性を見いだすのではない戦略を模索する必要がある。

さらに、ルッキズムに対抗するために目指さなければならないのは、ルッキズムは社会の問題であるという認識のもと、外見差別禁止法をつくることである。アメリカでは、地方自治体レベルではあるが見た目差別を禁止する規定が存在する例がいくつかある（森戸2008）。外見差別禁止法では、本稿で扱ってきたような非制度的な領域における困難経験を取り扱うことは難しいかもしれない。しかし、雇用などの公的で制度的な領域においても未だ外見の差別を禁止する規定がない現状をふまえれば、法の制定に向けて議論を重ね、またそれを周知する過程で、社会全体として外見の個人主義的な見方を弱めること、つまりルッキズムに対抗することができるだろう。

より具体的な対抗戦略の検討については今後の課題とし、また自分自身が今後どのようにルッキズムに向き合っていくかということも、引き続き考えていきたい。

参考・引用参考文献

- 飯野由里子, 2022, 「社会的な問題としての『言えなさ』」. 飯野由里子・星加良司・西倉実季・2022, 『「社会」を扱う新たなモード「障害の社会モデル」の使い方』生活書院
- 石井政之, 2001a, 『『異形の人』をとりまく現状——日本と海外の比較』. 藤井輝明・石井政行編著『顔とトラウマ 医療・看護・教育における実践活動』かもがわ出版
- _____, 2001b, 『迷いの体 ボディイメージの揺らぎと生きる』三輪書店
- _____, 2009, 「ユニークフェイス・レボリューション——見えない当事者を可視化する挑戦の軌跡」. 好井裕明編『排除と差別の社会学』有斐閣
- _____, 2022, 「『美人が好き』は差別? ナオコーラさんと語る『ブスとルッキズム』 “外見”を自由に話せる社会へするためには」『withnews』<https://withnews.jp/article/f0220907000qq0000000000000000W0h410801qq000025064A?ref=rensaiunder> (2022年11月29日閲覧)
- 岩井建樹, 2019, 『この顔と生きるということ』朝日新聞出版
- オリバー・マイケル著, 三島亜紀子・山岸倫子・山森亮・横須賀俊司訳, 2006, 『障害の政治 イギリス障害学の原点』明石書店 (Oliver, Michael, 1990, *The politics of disablement*, Macmillan Education.)
- 川島聡, 2011, 「差別禁止法における障害の定義—なぜ社会モデルに基づくべきか—」. 松井彰彦・川島聡・長瀬修編『障害を問い直す』東洋経済新報社
- 菊池夏野, 2019, 『日本のポストフェミニズム—「女子力」とネオリベリズム』大月書店
- キャサリン・ハキム著, 田口未和訳, 2012, 『エロティック・キャピタル すべてが手に入る自分磨き』共同通信社
- 小林盾, 2020, 『美容資本:なぜ人は見た目に投資するのか』勁草書房
- 小林美香, 2021, 「脱毛広告観察」『現代思想』49(13).90-106.
- 河野真太郎, 2020, 解説. ギル・ロザリンド, 河野真太郎訳・解説, 「ポストフェミニズム?—ポストフェミニズム時代におけるフェミニズムの新たな可能性」『早稲田文学』2020年春号,153-183
- 杉野昭博, 2007, 『障害学 理論形成と射程』東京大学出版会
- 竹田恵子, 2021, 「表象と解釈, どんな女の子でもどこにだって行ける:ハリウッド映画における女性表象」. 田中東子編『ガールズメディア・スタディーズ』北樹出版
- 田村良彦, 1999, 「顔あざと心 血管腫と共に 5 積極的に発言、語り合う」『読売新聞』1999年7月10日朝刊
- 西倉実季, 2003, 「『普通でない顔』を生きること——顔にあざのある女性たちのライフストーリー」. 桜井厚編『ライフストーリーとジェンダー』せりか書房
- _____, 2004, 「外見の美醜をめぐるアイデンティティの変容過程—顔にあざのある女性のナラティブ分析—」『年報社会学論集』17.72-83

- _____, 2005a, 「『美』を論じるフェミニズムの課題—二元論的思考を超えて」『F-GENS ジャーナル』 4.61-67.
- _____, 2005b, 「カムフラージュメイクは万能ではない—顔に疾患のある当事者へのインタビュー調査から」『コスメトロジー研究報告』 13.57-63.
- _____, 2008a, 「日常生活を導くナラティブ・コミュニティのルール—顔にあざのある娘を持つ母親のストーリー」. 桜井厚・山田富秋・藤井泰編『過去を忘れない—語り継ぐ経験の社会学』, せりか書房
- _____, 2008b, 「異形の人々の対処戦略—顔にあざのある女性のライフストーリーから」『年報社会学論集』 21.37-48.
- _____, 2009, 『顔にあざのある女性たち 「問題経験の語り」の社会学』生活書院
- _____, 2010, 「『異形』から『美』へ—ポジティブ・エクスポージャーの試み」. 倉本智明編著, 『手招くフリーク 文化と表現の障害学』生活書院
- _____, 2011, 「顔の異形は『障害』である—障害差別禁止法の制定に向けて」. 松井彰彦・川島聡・長瀬修編『障害を問い直す』東洋経済新報社
- _____, 2015, 「公／私の境界を引き直す—個人的な経験を排除しない『障害の社会モデル』であるために」『質的心理学フォーラム』 7.58-65
- _____, 2016, 「対象者の拡大可能性 合理的配慮を必要とするのは誰か」. 川島聡・飯野由里子・西倉実季・星加良司編『合理的配慮—対話を開く、対話が拓く』有斐閣
- _____, 2018, 「『統合』『異化』の再検討—容貌障害の経験をもとに」『障害学研究』 13.56-72
- _____, 2019a 「美的労働 (aesthetic labour) 概念が提起するもの」『女性学』 26.72-81
- _____, 2019b, 「外見が『能力』となる社会」『現代思想』 47(12).176-182.
- _____, 2021a, 「『ルッキズム』概念の検討: 外見にもとづく差別」『和歌山大学教育学部紀要. 人文科学』 71.147-154.
- _____, 堀田義太郎, 2021b, 「外見による差別とは何か 『ルッキズム』概念の再検討」『現代思想』 49(13).8-18.
- _____, 2022, 「当事者研究と『社会モデル』の近くて遠い関係」. 飯野由里子・星加良司・西倉実季編『「社会」を扱う新たなモード 「障害の社会モデル」の使い方』生活書院
- 二宮雅也, 2017, 「健康、予防医学、身体の管理 新たな健康のパターナリズム」. 田中東子・山本敦久・安藤丈将・川端浩平編, 『出来事から学ぶカルチュラル・スタディーズ』ナカニシヤ出版
- ハーヴェイ・デヴィッド著, 森田成也ほか訳, 2007, 『新自由主義: その歴史的展開と現在』作品社 (Harvey, David, 2005, A brief history of neoliberalism, Oxford University Press.)
- 藤嶋洋子, 2020, 「身体を受け入れること、身体を手放すこと。—ボディポジティブは誰のために、そして誰を突き放すか。」『現代思想』 48(4).302-308.

- ブラウン・ウェンディ, 中井亜佐子訳, 2017, 『いかにして民主主義は失われていくのか: 新自由主義の見えざる攻撃』みすず書房 (Brown, Wendy, 2015, *Undoing the demos: neoliberalism's stealth revolution*, Zone Books.)
- 古郡頼子, 2016, 「職場での体重差別と肥満労働者の保護対策 —— 訴訟例を通してみるアメリカの現状——」『経済学論纂』56(3-4).177-193
- 星加良司, 2007, 『障害とは何か ディスアビリティの社会理論に向けて』生活書院
- _____, 2013, 「社会モデルの分岐点——実践性は諸刃の剣?」. 川越敏司・川島聡・星加良司編『障害学のリハビリテーション 障害の社会モデルその射程と限界』生活書院
- _____, 2022, 「『社会』の語り口を再考する」. 飯野由里子・星加良司・西倉実季編『「社会」を扱う新たなモード「障害の社会モデル」の使い方』生活書院
- MFMS, 2010 『マイフェイス』1
- マクロビー・アンジェラ, 菊池夏野・黒岩裕市訳, 2020, 「フェミニズムの余波 インTRODクション: フェミニズムと引き換えに」『早稲田文学』2020年春号, 139-151
- 松本学, 2001, 「受容とは何か——当事者である研究者の視点から」『看護学雑誌』65(6).541-545
- 松本学, 石井政之, 藤井輝明, 2001, 『知っていますか? ユニークフェイス—問—答』解放出版社
- 森戸英幸, 2008, 「美醜・容姿・服装・体型—『見た目』に基づく差別」. 森戸英幸・水町 勇一郎編『差別禁止法の新展開—ダイヴァーシティの実現を目指して』日本評論社
- 矢吹康夫, 2016, 「『ユニークフェイス』から『見た目問題』へ」. 好井裕明編『排除と差別の社会学』有斐閣
- 吉村さやか, 2019, 「『女性に髪の毛がないこと』とは、どのような『障害』なのか」. 榎原賢二郎編, 『障害社会学という視座 社会モデルから社会的反省へ』新曜社

図表

表 3 - 1

3つの「社会」と障害問題の捉え方

	①発生メカニズムの社会性	②解消手段の社会性	③解消責任の社会帰属	「障害」に関する命題
A	○	○	○	障害者の困難は社会の問題であり、社会の側で解消できるのだから、社会が対処すべきだ
B	○	○	×	障害者の困難は社会の問題であり、社会の側で解消できるが、個人が対処すべきだ
C	○	×	○	障害者の困難は社会の問題であり、個人の側で解消できるが、社会が対処すべきだ
D	○	×	×	障害者の困難は社会の問題だが、個人の側で解消できるのだから、個人が対処すべきだ
E	×	○	○	障害者の困難は個人の問題だが、社会の側で解消できるのだから、社会が対処すべきだ
F	×	○	×	障害者の困難は個人の問題であり、社会の側で解消できるが、個人が対処すべきだ
G	×	×	○	障害者の困難は個人の問題であり、個人の側で解消できるが、社会が対処すべきだ
H	×	×	×	障害者の困難は個人の問題であり、個人の側で解消できるのだから、個人が対処すべきだ

(星加 2022: 19) より引用

